

広島県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年六月十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町油木字有元乙二五〇八番四地 先から 神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇四番一 地 先まで		八・三〇〇 二・六〇〇	一九一・〇〇〇		
	七二・〇〇〇 一一・六〇〇 二・六〇〇	一九一・〇〇〇 一六七・六〇〇	ダブル ウェイ		